|  |
| --- |
| 「成年後見制度利用促進法における社会福祉士の役割とは」  ～後見人受任機能の強化を目指して～  〇発表者名　　　鳥取県社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ鳥取　平林和宏  　　共同研究者名　鳥取県社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ鳥取　本池峰  　　　　　　　　　鳥取県社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ鳥取　安達美奈子 |

**詳細レポート**

１．問題提起

社会福祉基礎構造改革により、高齢者分野においては「介護保険制度（平成１２年）」、障がい者分野においては「支援費制度（平成１５年）」により、福祉サービスの仕組みは措置から契約へと移行した。契約によって福祉サービスを提供する仕組みは、利用者自らが必要なサービスを選択して利用する自己決定、自己実現を尊重したものであり、利用者主体の理念を実現させたといえる。一方、高齢や障がい等の理由により判断能力が低下し、自ら必要な情報を取得し、自らの判断でサービスを選択したり、必要な契約や手続きを行うことが難しい方に対し、誰がどのようにその権利を擁護していくのか。そのような課題に対し、国は平成１２年の民法改正によって成年後見制度を現代的、合理的な制度に改め、①自己決定の尊重、②残存能力の活用、③ノーマラーゼーションの基本理念が取り入れられた。

近年、少子高齢化の加速は後を絶たない。高齢化率は世界最高水準となり、高齢者世帯は

全世帯の約半数を占めているといわれている。また、障害者権利条約の批准により障害者施

策が加速する中で、これまでに障がいのある方の権利擁護にどれだけ目を向けられてきたの

だろうか。成年後見制度開始から２０年近くを迎えようとしている今、成年後見の支援を必

要としている方に対し、制度が行き届いているのだろうか。国は「成年後見制度の利用の促

進に関する法律（成年後見制度利用促進法）を整備し、成年後見制度を必要とする対象者に

必要な支援が行き届くよう、市町村を中心に成年後見制度の利用促進にかかる体制の整備を

計画的に行う方針を示している。

成年後見制度については、これまでにも本会における権利擁護センターぱあとなあ鳥取（以

下、ぱあとなあ鳥取）の社会福祉士が中心となり、高齢や障がいなどにより判断能力に支援

が必要な対象者に対し、専門職後見人として福祉分野における受任機能を担ってきた。今後

成年後見制度利用促進法が進む中で、これまで以上に福祉の専門職として社会福祉士が担う

べき役割を明確化し、専門性を発揮していく必要性を感じている。成年後見制度の理念であ

る、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマラーゼーションについては、まさに社会福祉

士が専門性を発揮していくべき分野である。

社会福祉士がぱあとなあ鳥取で後見活動をするまでの過程には、一定の研修受講が必須で

ある。２０１７年度以降はこれまで以上に受講要件が厳しくなり、養成カリキュラムが見直

されることとなった。社会福祉士としてぱあとなあ鳥取で活動する過程として、①「基礎課

程（基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）」を各年度で修了し、次年度に②「成年後見人材育成研修」を修了

し、③「名簿登録研修」を受講することで、初めて社会福祉士として家庭裁判所の成年後見人候補者名簿に登録することができ、次年度より成年後見人として活動できる仕組みとなっている。したがって、活動するまでに最短でも４年の研修期間が必要である（５年目に活動を開始）。詳細のルートは以下（図１）の通り。



**（図１）後見活動開始までの過程**

　　成年後見人材育成研修修了者については、２０１６年度は２０名、２０１７年度は０名、

２０１８年度は３名の参加者があった。研修の受講要件が厳しくなった２０１７年度以前の

２０１６年度については、駆け込みの受講者が見られたものの、以後は研修受講者が激減し

た。これらの傾向については、本県のみならず他県でも同様の傾向が見られており、全国的

な課題である。

　研修受講要件の緩和措置を求める声が多い一方で、成年後見人による不正行為が全国的な

ニュースで取り上げられることもあり、人材を養成していくことに加えて、不正を予防して

いく必要もあり、現実的に研修受講要件の緩和は難しい状況である。

今後、成年後見制度を必要とする対象者は増加する見込みであるが、受け手となる専門職

後見人の数は不足している状況である。これらの課題に対し、ぱあとなあ鳥取の社会福祉士

が担うべき役割として、後見人として活動できる人材を増やし、今後のニーズに対する受け

皿としての受任機能を強化しておく必要があると考える。

２．目的

鳥取県社会福祉士会会員３５６名（２０１９年１０月３１日現在）のうち、ぱあとなあ鳥取の会員は現在１０５名（２０１９年４月１日現在）であり、本会会員の３割程度の会員で構成されている。現在の会員数、受任件数等から、現時点でどの程度の受け皿があるのか。今後どの程度の受任が可能であるか、新たな会員の確保は見込めるのか等、ぱあとなあ鳥取における後見人受任機能の強化を目指し、会員の実態把握が必要であると考えた。

３．方法

　　２０１６年度から２０１９年度までの４年間の会員状況のデータから、①会員数（図２）、

　②受任者・未受任者数（図３）、③会員の受任状況（図４）、④受任会員１名あたりの受任件

数（図５）の４項目について、クロス集計にて分析した。

1. 会員数については、県内３圏域（東部・中部・西部）に分け、会員数、総会員数に対する圏域ごとの会員の割合を集計した。
2. 受任者・未受任者数については、それぞれの数値と割合を集計した。
3. 会員の受任状況については、任意後見、法定後見（補助、保佐、後見）の４類型ごとに分けて集計し、それぞれの総件数に対する割合を集計した。
4. 受任会員１名あたりの受任件数については、受任会員数と受任件数から、受任会員１名あたりの平均件数を数値化した。

４．成果・課題

【成果】

1. 会員数について、いずれの年度についても中部、西部、東部の順に会員数は多い。会員の割合としては、中部は一定しているが、東部が微増、西部が微減している。２０１６年度から２０１７年度にかけて会員数が大きく増加したが、研修受講要件が厳しくなった２０１７年度以降は、増減はあるが一定の数値で推移している。
2. 受任者・未受任者数について、２０１６年度から２０１９年度まで受任者の数は毎年増加しており、未受任者の数は全体的に減少している。会員の増減に関わらず受任者の割合は増加傾向、未受任者の割合は減少傾向にある。２０１７年度以降に新規会員が増えたこともあり、未受任会員の受任を優先的に行った取り組みの成果が確認できた。
3. 会員の受任状況について、２０１６年度は１２５件、２０１７年度は１３４件、２０１８年度は１５１件、２０１９年度は１６２件と、毎年１０件程度受任件数は増えており、成年後見制度の利用ニーズが増えていることが伺える。類型別にみると、後見が最も多く、続いて保佐、補助、任意後見の順となっている。後見類型は全体の件数の約半分を占めており、各類型に大きな変動は見られていない。２０１６年度から２０１９年度にかけて、後見は１８件、保佐は１５件増えていることに対し、補助は４件増え、任意後見は±０件であった。
4. 受任会員１名あたりの受任件数については、会員や受任件数の増減に関わらず、１名の会

員につき概ね２件で推移している。２０１６年度から２０１９年度にかけて、会員２０名の増加に対し、受任件数は３７件増加した。

【課題】

会員数について、毎年、数件であるが入会者とともに退会者も見られた。退会理由として、

職場の兼業禁止、高齢などにより後見活動の継続が難しいなどの理由が確認できた。今後は

退会者の退会理由なども分析しながら、会員数を維持していく必要がある。

受任の類型別にみると、任意後見、補助の利用が少ない。成年後見制度利用促進法におい

ては、全国的にも利用件数が少ない補助、保佐類型の利用促進を求めており、本県において

も同様の傾向が伺える。今後、任意後見、補助、保佐類型の支援を必要とする対象者の潜在

的なニーズの掘り起こしが課題である。

多くの会員が本業を抱えながら兼業で活動している現状もあり、２件以上の受任について

はハードルが高いのではないかと思われる。今後会員個人の受任件数を増やしていく為には、

後見活動に関する相談窓口などバックアップ機能の強化、後見事務業務の効率化等、ノウハ

ウを蓄積し共有していくことも必要であるである。

受任件数は年々増加傾向にあるが、研修の受講要件が高いこともあり、会員数は大きく増

えていない。今後、成年後見人材育成研修未受講の基礎課程修了者、現在の基礎課程（基礎

研修Ⅰ～Ⅲ）受講者の人数および推移を確認し、計画的に成年後見業務に携わる会員を増や

していく仕組みが必要と思われる。基礎研修については、受講者が定員に満たない年には開

催出来ないこともあり、隣県含む中国４県とも連携する等、県内で基礎課程を定期的に開催

できる体制整備も必須である。

後見人受任機能の強化に向けて、本県士会会員、未会員含め、成年後見業務の普及啓発、

理解促進のために発信していく活動も今後必要であると思われる。

５．今後に向けて

　成年後見制度利用促進法の中で今後社会福祉士が担うべき役割として、受任体制の強化に

加え、質の向上に向けた取り組みについても検討していく必要性を感じた。近年、対象者を

取り巻く環境は複雑化しており、福祉の領域だけでは対応が難しい多重債務や訴訟などの課

題も出てきており、法律の専門職との連携が必要な複雑な事例への対応も求められている。

毎年開催している「名簿登録研修」等研修の機会を活用し、法律の知識や、意思決定支援等

について学ぶ機会を設定する等、社会福祉士が福祉の専門職として発揮していくべき役割に

ついて会員同士で議論し、研鑽していく必要があると感じた。

　

**（図２）①会員数**　**（図３）②受任者・未受任者数**

　 

**（図４）③会員の受任状況　　　　　　　　　(図５)④受任会員１名あたりの受任件数**